

十三番(大久保一朗君) 非常に重要な問題もありますので暫時休憩願います。

議長(中西虎蔵君) おはかりいたします。ただいま休憩の動議が提出されましてが暫時休憩するに必要ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) 異議なしと認め暫時休憩いたします。

午後十時二十分休憩

午後十時三十分開議

議長(中西虎蔵君) 休憩おひつぎ続々会議を開きます。

十三番議員の質問に対する所長の答弁を求めます。

(所長 石川常太郎君登壇)

所長(石川常太郎君) 答弁申し上げます。まず第一点でございますが

第一次の変更によります去年度の税収の差は十六・一%の増でござ

いまして約二千五百万円位でございます。特別交付金並び

に振興交付金の伸びでございますがこれは約八百万円でさ

ほど申しあげました十六・一%の税収の伸びは第一次計画変更

に全部見積もられておりますのでこれ以上の伸びは見込め

ないわけでございまして従いまして繰上並びに振興金の伸び

の八百万円、それに予算の不用残が約三百万から五百万円の増と

思っております。これはすべて赤字解消にあてたいと思つ

ております。期割を短縮いたしまして三年で完結いたす

ためにはどうしても本年度におおしましてこれだけの投入が必要

でございます。事業への投入はいたさないつもりでございま

す。なおこのような覚悟で参りますと三年で解消は完

然にできうなと考えております。所有財産の処分につきま

してはただいまのところ売却の意思はございません。そのうち

福生町

旧じん林焼却場の四百坪がせんだつて固有地でございましてもの
が所当局にかえつて参りましてたか十五年間変動してはならな
い使用目的を変えてはならないというたゞし書物がついてあり
ます。これは先程申しましたように下の川の開発も考えてお
りますのでその時に二種に利用をすべきではなからうかとい
う考えをもちておりますのでとりあえず売却はしないつも
りでございします。つぎに議員諸公の歳費の問題でございします
が町の割合に比し本して大變に額が少のうございしますがいづ
も恐縮に存じております。昨年度村の例を読みあげますと羽
村町一万五千円、瑞穂町一万七千円、秋多町一万六千円、五日市町一万八
千円、奥多良町一万七千円、日田村二万四千円、松原村二万四千円、
多良町一万五千円、箱城町一万八千円、国立町三万円、柏江町一万千
円、村山町二万円、大和町一万五千円、清瀬町一万三千円、久留米町三万

福生町

円、保谷町三万円、田無町二万六千円、以上でございしますが仄聞す
るところによりますと、西多良郡内の町村にみかゝりましては四百か
ら増額になつたところが多いというふうなことを聞いておりま
す。なお全国の類似団体の例をとりますと産業構造からみま
すと、市町村の類別の等級から五の四ということになつてあり
ますか、五の四の歳費は二万五千円となつておりますがしか
し、福生町の現在の姿からみますと、實際は五の四ではなく、六
の四が實際に充てはるる等級と考へております。六の四と
いうことになりますと、全国類似団体の平均からみますと二万
七千円でございします。このよう状況でございしますので、私も恐
縮に存じておりますが、現在私の存には参らない点がいざ
いますので、歳八とにらみ合せに上、上級官庁へ私の意見を申
入れまして、上級団体の考え方も伺ひたいにしたいと思ひます。

国の類似国体から申しますと、その四、二万五千円という数字が出てお
りますので、事情はわかると思ひます。これに關連いたしまして
助役、収入役、教育長にあつては、職員へのベース・アップがあ
りまして、關係上、バランスが相當崩れる点があるわけであら
う。心配してゐるものでございりますが、私の町長給は他より多額
でございしますが、ほかは多少低めになつてゐるという考えは
もつてゐるのでございまして、今来て、再建のためいろいろの
力をお願いしてゐるわけであつて、いふれに、さう議員
裁量に任せ、本しては、良く考え、又上級官庁との話もさうくし
て、けいといと考へてあります。又この相談については、もちろん私
個人の発意をもつて相談に参りたいと思ひてあります。以上
答弁いたします。

「土番」大沼秀伍君

に、びの点について、關連いたしません。が、町税



の差が十六、七と、いうことでございしますが、私は先程申しあげ
ましたのは、ここに配布された資料では、お年度の比較が出てい
るんですが、これをきりますと、四十六年度の土、土、土、現在となつ
てあります。が、私はこれをきりますと、積算を含めて、二千五百
万円となつてゐるわけで、いわゆる年度末までの位あるか
ということをお伺ひしたいわけであります。それともう一つ、町交
と、振込の約八百万円ということですが、この計画によりますと、さ
ほど町長の説明がありまして、当初一千五百万円程度の赤字解
消、繰入額を、一千六百万円ということですが、年度の最終において、
その額を堅持してやるのか、それとも、たゞいふ町長から申され、
した、不用額、三百万円から五百万円あるいは、八百万円というものを
つと、改入して、赤字解消額を大巾にふやそう、という意図なのか、
その点をお伺ひしたいと思ひます。

町長(石川常太郎君)

目席からお話しをいたした。言葉は足

りませんでしたが千六百八十万円に伸びを加えて金額を
解消にすればいい。千六百八十万円に増え金
ひに振交の差を約八百万円、それに不用額の三百万円から五百万
円を加えて赤字充當にしたいと思っております。

税務課長(上野重勝君)

たいもの土番議員さんの質問に対し

てご容弁申しあげます。土月土日ということではないです
が町税にござんしては調定は土月土日ではないで終りますので第
一次の再建計画の補正に計上されまして数字はそのお算
に近い数字になると考えております。

土番大沼春伍君

それから所有財産の件でございすが先程

下の川の増築という点について町長は非常な意欲をもつてお
られるように感じられるのでございすがそこにあるし尿

処理の設備でございすがあのまま放置して置いては腐

敗するでありまして、また土地の値うちも高いと存じま

町長(石川常太郎君)

に撤却するにはいかに費用が

かかるか調査をお願いしております。予算上の問題として撤却
いたしたいと考えており、たいもの見積りをしてある最中
でございます。

(了解と呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

これにて一般質問を終結いたします。

議長(中西虎蔵君)

日程第五福生町表裏条例の一部を改正する

条例案、議案第八号を議題に供します。事務局として議案
の朗読をいたします。

(野崎議事係長朗読)

省略

議長(中西虎蔵君)

理事者から提案理由の説明をお願いします。

(助役 森田幸造君登壇)

助役 森田幸造君

お話しをいたしておして議案第八号について

ご説明を申しあげたいと存じます。本案は福生町表参条例の一部を改正する条例案でございます。本町における自治労者として表参の対象となる方の範囲を定めておりますので、これらの範囲につきまして改めたいと存じます。ご提案申し上げたいわけでございます。すなわち、本条例案にしておりますは、健康保険の運営委員会が、第四条の規定により議会の同意を要する特別職の職員に該当しなくなることによりまして、被表参者の範囲から国保の運営委員会の方々を削りまして、さらには、こういうのが実運におろしまして、あるり適用の範囲が広範囲にわたります。可能であるというところは、これを厳正、適正を期する

福生町議会

議案

上からも好ましいことではないと考えられますので、被表参者の

範囲をよりと規定した次第でございます。しかしながら、新

条例施行日以前で、国保の運営委員会として在職されておられ

る方々の期間は、その後も、被表参者の在職期間の算定

に含めるものと付則で規定した次第でございます。よろ

しくご審議の上、可決のほどをお願いする次第でございます。

議長(中西虎蔵君)

これより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

これにて質疑を終結いたします。

おわかりいたします。議案第八号は原案通り決するに、異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

異議なしと認めます。よろ議案第八号

は原案通り可決いたしおした。

議長(中西虎蔵君) 日程第六非常勤の特別職の職員の報酬及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案議案第九
号を議題に供します。事務局として議案の朗読をいたさせ
ます。

(野崎議事係長朗読) 省略

議長(中西虎蔵君)

理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役 森田幸造君登壇)

助役(木村田幸造君)

お許しをいただかして議案第九号について説明を申しあげたいと存じます。本案は昭和三十九年に
当所の条例第四十三号をもちまして防災会議条例が公布施行され
ましたので、これともなわして新たに福生町防災会議委員
が設置されることになりおしたので、この委員の方々の報酬月額

福生町議会

を定めまして、駐留軍関係離職者等対策助議会委員の方々に
福生町防災会議委員をつけ加えまして、この方々に月額千八百
円を支給したいということで本案を提出した次第でございま
す。以上よろしく、一審議のほどお願いいたします。

議長(中西虎蔵君)

これより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

これにて質疑を終結いたします。

おわかりいたします。議案第九号は原案通り決するに、異
議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

異議なしと認めます。よろしく議案第九号は原

案通り可決いたしおした。

議長(中西虎蔵君)

日程第七議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する

する条例の一部を改正する条例案、議案第十号を議題に供します。事務局として議案の朗読をいたさす。

(野崎議事係長朗読) 省略

議長(中西虎蔵君)

これより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

これにて質疑を終結いたします。

おわかりいたします。議案第十号は原案通り決するに「異議ありませんか。」

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

「異議なし」と認めます。よき議案第十号は

原案通り可決いたします。

議長(中西虎蔵君)

日程第八福生町の牧職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第十号を議題に供します。

事務局として議案の朗読をいたさす。

(野崎議事係長朗読) 省略

議長(中西虎蔵君)

理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君)

議案第十号につきまして説明を申しあげ

たいと存じます。条例改正の内容といたしまして非常に複雑な文になっておりますが、要点だけを申しあげまして、審議をお願いしたいと存じます。本案は国家公務員の一般職員の給与に関する法律の一部改正が公用執行されたことにもないとして、本条例改正案を「提案申しあげた次第でございまして、その内容といたしましては扶養手当の支給にかか

る部分につきましては基準となる月を明確にいたしたところと、通算手当の支給につきましては支給額の限度額を引くあ

け本したこと期末手当に付す本しては五月支給分につく本しては一月分を増額いたし本したことさらには俸給表その及びその二を改正いたし本してはわゆるベースアップをいたし本したこと等が大方な内容でございす。なお条例の適用に關し本しては扶養手当の支給に關し本する部分は昭和四十年四月一日から施行いたし本すがその他のものについては昭和四十年九月一日に及いたし本して適用いたし本と存じ本して本案を提出した次第でございす。よろしくご審議のほどお願いいたし本す。

議長(中西虎蔵君)

これより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

これにて質疑を終結いたし本す。

おわかりいたし本す。議案第土号は原案通り決するに、異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

ご異議なしと認め本す。よろ議案第土号は原案通り可決いたし本した。

議長(中西虎蔵君)

日程第九福生町の課に關する条例の一部を改正する条例案(議案第土号)を議題に供し本す。事務局長をして議案の朗読をいたさ本す。

(島田議会事務局次朗読)

省略

議長(中西虎蔵君)

理事者から提案理由の説明を求め本す。

(助役森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君)

大計をいたさ本して議案第土号につく本して、説明を申しあげたいと存じ本す。本案は地方行政事務の執行を適正かつ効率化するに、課の設置につく本してその一部改正をしようとするものでござい本して、内容といたし

として、新たに調査室を設け、財務課を削り、その所
管事務を総務課に統合しようとするものでございまして、こ
案内の通り地財法運用下の職員各位の仕事の内容は非常に
複雑かつ繁忙をきたしてあります。が、かねて地財法申出の
際にもその主旨にございまして、とりわけ首尾一貫せしめ
る必要もございまして、本案を提出した次第でございまして、そ
の理由としておしよれば、新陳代謝を促しまして、人事に新しい力
を与えたいということ、又職員構成の適正化をはかり、まして能率
の効率的な施行と適正化をはかりたいと存じ、まして、提案申
しあげた次第でございまして、よろしく、審議のほどを願ひ申しあ
げ、次第でございします。

議長 中西虎蔵君

より質疑を行います。

十九番 中村国太郎君

理事者にお伺いいたしますが、理事者並びに財

わが議会が念願してありますところの独自の構想による単
独市制、あるいは合併による対等の市制、西多良の広域行政の
推進、その後来るところの特別区制等の問題に關しまして、調査
室の事務分掌はどのように取り組んでおられるか、お伺いした
いのであります。

助役 森田幸造君

従前の課の内容でございしても、たゞいし申

しあげ、どのような要点的実施ということからでないという意味
では、ござい、また、なかなか仕事の内容も忙しいのでござい、し
て、特に適任者をあて、まして、たゞいし申しあげ、まして、問題に
専任の職員を配置いたしまして、今後の時発展に備えたいとい
うのが、その一つでござい、まして、例えば、従来議会その他からも請
願、陳情を非常にいたゞくのでござい、しますが、これらの陳情、
請願も取り上げ、まして、住民の福祉あるいは町の発展のため、い

いろいろな施策をあげたいというためには十分な研究調査等も必要でございませうがそれそれの仕事を持つてゐりますからとするとその日常の業務だけでも非常に繁忙でございましてこれらに十分な機能がつかないという点にございしますので優待の方を調査室に配置しまして株主の問題陳情諸願等の問題も善処すべきでそのところで処理したいという考えから調査室を新設いたした次第でございまして職員の有機的なはたらきといふものに大きな期待をかけてゐる次第でございませう。

―西番垣野鉄之助君―

この件につきましては昨年の十二月にあらわしてもこのように類似いたした案件が上程されたと思ひますが私はあえて人事権につきましては絶対的に所長に権限があるのでこの点についてはふれたいと思ひます。しかし昨年調査室の設置につきましては係長が何人が格

下げられるとかあるいは主事というやうな名目がつけられるやうなことが見受けられたのでございませうが何んとしても職員の勉強があるうちは町の行政に對しては利便を欠くやうなことがでるのではないかと思ひつてあります。あくまで地財法によるところの、このしにことをなされるということにうきまとしては異論はございませうがどうか過情ある人事権を行使され立派な調査室等がでることを期待するものでございませう。

―町長石川常太郎君―

過情あるお言葉を拝聴いたし、厚くお礼申しあげます次第でございませう。

―議長中西虎蔵君―

これにて質疑を終結いたします。おかけいたします。議案第12号は原案通り決するに異議ありませんか。